

第 2 章

市民が主役のまちづくりの基本施策

- 1 人権尊重・非核平和友好の推進 114
- 2 男女共同参画社会の形成 116
- 3 ユニバーサルデザインの推進 118
- 4 市民活動の促進 120
- 5 地域自治の推進 122



第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策



1 人権尊重・非核平和友好の推進

▶ 施策の方針

門地、性別、障害の有無、国籍等による差別や意識上を含むあらゆる障壁を解消するため、学校等と連携し、幼少期から人権に対する正しい理解を浸透するなど、市民への意識啓発を一層推進するとともに、人権侵害による被害の防止に努めます。

戦争の記憶を風化させることがないよう、市民への非核平和に関する意識啓発を行い、恒久平和の実現に寄与します。

また、外国人市民や異文化への理解を深めるとともに、生活支援体制を整えるなど、多文化共生社会の推進に取り組み、市民の国際感覚の醸成に努めます。

▶ 現状と課題

- 市では、小中学校等と連携し、幼少期から人権や同和問題に対する意識啓発を推進するとともに、企業や地域との連携による意識啓発にも取り組んできたほか、「本人通知制度⁴⁰」を導入し、戸籍等の不正取得による個人情報の漏洩防止を図るなど、人権侵害による被害の防止と抑制に努めてきました。
- また、戦争当時の写真パネルや資料を展示した「平和展」を開催するなど、非核平和友好の推進に向け、戦争の悲惨さと平和の尊さ、命の大切さの認識を深める機会を提供してきました。
- さらに、国際交流センターを設置し、市内に住む外国人の日常生活の支援のほか、ワールドキャンプ⁴¹など市民向けの異文化体験などを通して多文化共生社会の推進と市民の国際感覚の醸成に努めてきました。
- しかしながら、門地、性別、障害の有無、国籍等による差別や意識上を含むあらゆる障壁を解消するため、より一層人権に関する意識啓発を推進する必要があります。
- また、終戦からの月日の経過とともに、戦争の記憶が風化していくことも懸念されます。
- このことから、人権尊重や非核平和に関する意識啓発をより一層推進するとともに、多文化共生の実現に向けた取組を進める必要があります。



▲ワールドキャンプ



▲国際交流センター

▶ 施策の柱

1 人権に関する意識啓発の推進

- ・市民一人ひとりの基本的な人権が真に保障される地域社会を実現するため、学校や地域、企業、関係機関と連携・協力しながら、各種研修会などの啓発活動を推進します。
- ・上越市子どもの権利基本計画⁴²の着実な実施を図り、子どもの権利を尊重・保障する地域社会の実現を目指します。

2 非核平和に関する意識啓発の推進

- ・戦争の記憶を風化させることなく後世に伝え、恒久平和の実現に寄与するため、市民への普及啓発や平和の尊さを伝えていく担い手の育成を図ります。
- ・平和展や平和記念公園展示館などにおいて、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会を提供します。

3 多文化共生の推進

- ・多文化共生社会の実現を図るため、国際交流センターを拠点とし、国際交流を担う人材を育成するなど、市民の意識啓発と国際感覚の醸成に努めます。
- ・外国人市民が暮らしやすい環境づくりに向け、日常生活に関する情報提供や相談業務を行います。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H30)	目標(H34)
人権同和問題に関する正しい理解度 (上越市人権・同和問題に関する市民アンケート)	66.1% (H22)	70.0%	75.0%
「いじめはどんなことがあってもいけな いことだ」と答えた児童・生徒の割合	小学6年生87.9% 中学3年生73.6% (H26)	小学6年生90.0% 中学3年生80.0%	小学6年生95.0% 中学3年生85.0%
平和展来場者数	843人/年 (H23~H 26の平均)	843人/年	843人/年以上かつ H30実績値以上
外国人市民との共生に関する正しい 理解度 (上越市人権・同和問題に関する市民アンケート)	34.2% (H22)	37.0%	40.0%

人権都市宣言 (平成20年12月18日)

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等に生きる権利を有しています。しかし、現実には、差別や虐待などで基本的な人権が不当に侵される人権問題が発生しています。

私たち上越市民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等いかなる理由を問わず、市民一人ひとりをかけがえない存在として尊重します。

そして、お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に努めます。

人権条例の制定から10年が経過し、世界人権宣言60周年及び人権の尊重を基本理念の一つとした自治基本条例¹³の制定年にあたり、あらためてすべての市民が人権尊重の理念を深く理解し、人権問題の解決のために積極的に実践することを誓い、ここに「人権都市」を宣言します。

非核平和友好都市宣言 (平成7年12月20日)

私たちの上越市は、美しい自然のなかに歴史や文化の息づく、薫り高いまちです。この郷土を大切に守り、生きがいのある豊かな社会を築いていくことが、今の私たち市民に課せられた使命だと思います。

私たちは、これを根底からゆるがし、人類の平和と地球環境を脅かす核兵器の使用・実験は容認できません。世界唯一の被爆国の国民として、すべての国のあらゆる核兵器がすみやかに廃絶され、恒久平和が確立されることを強く願うものです。

そのためには私たちは、この上越市から姉妹都市や国際交流の輪を広げ、世界の人人々と友好のきずなを強めながら、互いの繁栄を図っていきます。

私たちの上越市は、戦後50年の節目にあたり、平和を求める決意を新たに、ここに「非核平和友好都市」とすることを宣言します。

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策



2 男女共同参画社会の形成

▶ 施策の方針

男女共同参画社会¹⁸の実現に向け、家庭や学校など、幼少期からの教育を通し、あらゆる場面において性別に捉われず、それぞれの個性・能力に応じた役割を平等に担うとともに、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるため、啓発活動や人材育成活動を推進します。

また、DV⁴³事案を始め、複雑・多様化している相談に適切に対応するため、関係機関と連携し、ニーズを踏まえた相談体制の充実に努め、相談者やその家族を含めた自立を支援します。

▶ 現状と課題

○市では、男女共同参画推進の拠点施設として男女共同参画推進センターを設置し、性別による差別的取扱いの撤廃や固定的考えに対する意識の変革に向けて取り組んできたほか、主に女性の抱える様々な問題に対応するため、女性相談員による相談体制を構築し、ケースに応じた適切な対応に努めてきました。

○しかしながら、依然として男女の平等感で男性の方が女性よりも優遇されているという割合が高く、性別による役割分担意識の解消が図られていません。

○また、近年、女性相談の事案が複雑・多様化し、全国的にもストーカー殺人など凶悪犯罪が発生しており、本市においてもDV事案で被害者が生命の危機を訴えるなどの事案が生じています。

○このことから、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において性別に関係なく、全ての市民が活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりと暴力を許さない社会づくりを推進する必要があります。



▲ 男女共同参画推進センター



▲ 男女共同参画推進センター講座



▲ 男女共同参画推進センター情報紙「ウイズじょうえつ」

▶ 施策の柱

1 男女共同参画の促進

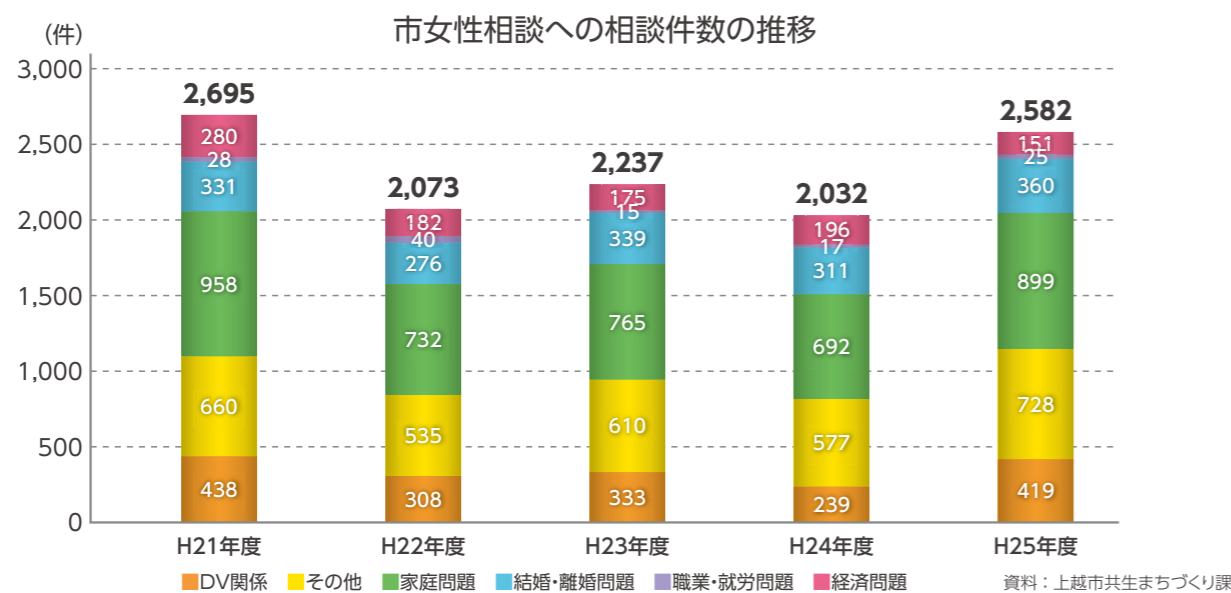
- ・男女共同参画社会¹⁸の実現を図るため、関係団体・機関などと連携し、男女共同参画に向けた各種講座の開催や情報紙の発行を通じた普及啓発活動と人材育成に取り組みます。
- ・男女の性別による役割分担意識の解消に向け、あらゆる世代に対する意識啓発に努めます。

2 相談体制の充実

- ・主に女性の抱える様々な問題に対応するため、相談員による相談体制を構築し、ケースに応じた適切な助言・指導を行うとともに、関係機関と連携し、相談者のニーズに応じた支援の充実に努めます。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H30)	目標(H34)
男女の地位の平等感 (上越市男女共同参画に関する市民意識調査)	29.2% (H26)	39.0%	40.0%
男女共同参画社会の認知度 (上越市男女共同参画に関する市民意識調査)	44.8% (H26)	50.0%	60.0%
配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合 (上越市男女共同参画に関する市民意識調査)	40.7% (H26)	30.4%以下	30.4%以下



第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策



3 ユニバーサルデザインの推進

▶ 施策の方針

「人にやさしいまちづくり条例⁴⁴」に基づき、制度的、文化・情報面、意識上のあらゆる障害を除くユニバーサルデザイン¹⁹の推進を図るため、分野横断的に市民への意識啓発を行います。

また、公共施設や公共空間のユニバーサルデザイン化に取り組むとともに、市を窓口として民間事業者への働き掛けを行い、施設整備におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

▶ 現状と課題

○市では、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、性別、年齢、障害等の有無にかかわらず、誰もが共に支え合い助け合いながら、意識上の障壁も含めたあらゆる障壁のないまちの実現に向け、総合的に施策の展開を図ってきました。

○市職員や教職員向けのユニバーサルデザイン研修や学校等への出前講座の開催、普及・啓発冊子の配布などを通して、ユニバーサルデザインを学ぶ機会を提供してきました。

○また、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、民間事業者等へも新潟県福祉のまちづくり条例⁴⁵の整備基準に適合した施設整備を促進してきました。

○しかしながら、あらゆる障壁のない、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちの実現のためには、施設整備にとどまらないユニバーサルデザインの考え方を市民一人ひとりが正しく認識することが必要となります。

○このことから、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進するとともに、官民双方から施設整備におけるユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

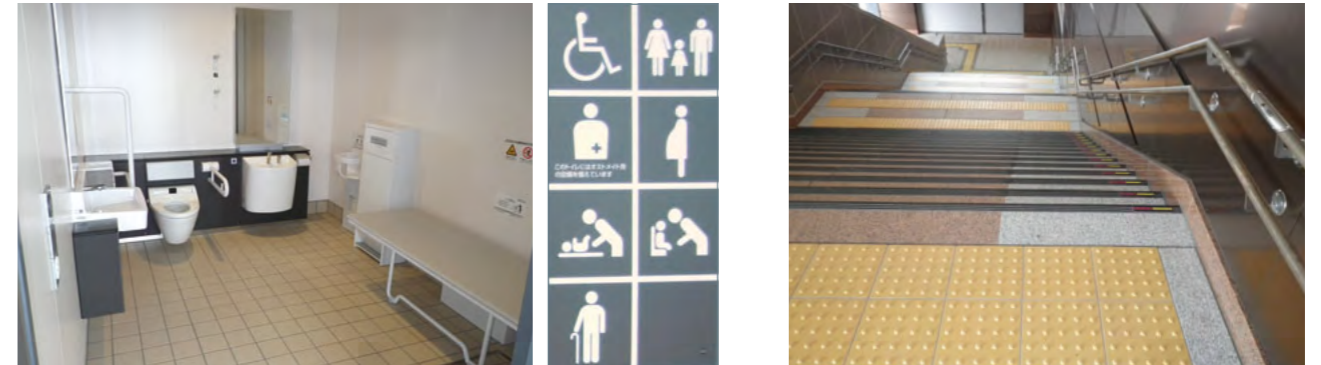
市施設の「公共建築物ユニバーサルデザイン指針⁴⁶」適合率の推移

区分	H19年度	H22年度	H25年度
全体共通	43.7%	47.8%	50.1%
移動空間	47.4%	57.1%	61.6%
個別空間	53.7%	61.3%	65.7%
情報・案内	45.0%	46.4%	50.8%
避難	50.9%	60.7%	66.2%
雪対策	53.5%	57.4%	58.3%
全体適合率	51.4%	55.9%	59.7%
調査施設数	703施設	715施設	688施設

資料：上越市共生まちづくり課



ユニバーサルデザイン指針に基づいて整備された上越妙高駅自由通路の設備



▲多目的トイレと案内標

▲階段



▲こころのユニバーサルデザイン

▶ 施策の柱

1 ユニバーサルデザインの普及啓発

・誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを実現するため、市民や事業者等への出前講座の実施や啓発冊子の配布などによりユニバーサルデザイン¹⁹の考え方の普及・啓発活動を行います。

2 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進

・誰もが安全・安心で快適に利用できる公共施設を整備するため、「公共建築物ユニバーサルデザイン指針⁴⁶」に基づく施設整備の推進を図ります。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H30)	目標(H34)
ユニバーサルデザインの認知度(市政モニターアンケート)	41.4%(H26)	45.0%	50.0%
市施設の「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」の適合率	59.7%(H25)	63.5%	67.3%

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策



4 市民活動の促進

▶ 施策の方針

まちづくりの主役である市民の市政への参画や、適切な担い手の協働¹⁶による効果的な公共的課題の解決を促進するための環境を整えます。

市民の主体的な取組を広げるため、市民活動への関心を高める意識啓発や情報提供、ボランティア等の支援に取り組むとともに、新たな市民活動の担い手となる人材の育成に努めます。

分野横断的に地域や人の支え合いの体制構築に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

▶ 現状と課題

- 市では、自治基本条例¹³を制定し、まちづくりの主役である市民の市政への参画や、多様な担い手の連携・協働など自治の基本的な理念や原則を明らかにし、市政運営の中で必要な制度を構築するとともに、市民への情報提供や支援を進めてきました。
- 今後は、これらの取組を踏まえ、同条例に基づいた自治・まちづくりを一層推進していくための機運の醸成や、環境の整備を推進していくことが必要です。
- また、市では、市民活動の促進に向けて、NPO・ボランティアセンターを拠点として、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びコーディネートを行うほか、市民活動の場として市民活動室の提供を行うなど、様々な支援の取組を進めてきました。
- さらに、市民が主体的に地域の課題解決に取り組む事例を紹介した『「新しい公共¹⁷」事例集』を発行し、市民活動の促進に向けた意識啓発・周知にも取り組みました。
- こうした取組の成果により、市民の主体的な取組が広がりつつある一方で、現に活動している団体等において新規会員の減少や役員の高齢化の問題などが顕在化しており、従来行われてきた活動が衰退することが懸念されています。
- このことから、広がりつつある多様な市民活動をさらに促進するため、市民への意識啓発や各種イベントのPR、活動の担い手となる人材の育成を支援する必要があります。

NPO法人の認証数（活動分野別）

活動分野	認証数	活動分野	認証数
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	42	国際協力の活動	9
社会教育の推進を図る活動	40	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	10
まちづくりの推進を図る活動	42	子どもの健全育成を図る活動	43
観光の振興を図る活動	1	情報化社会の発展を図る活動	5
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	1	科学技術の振興を図る活動	1
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	36	経済活動の活性化を図る活動	10
環境の保全を図る活動	23	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	14
災害救援活動	5	消費者の保護を図る活動	2
地域安全活動	9	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動の援助の活動	32
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	10	以上の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0
		団体数	73

※この表は、法人の定款に記載された特定非営利活動の分野で区分しているため、複数の活動分野を掲げる場合それぞれの活動分野に計上しているため、団体数と異なります。
資料：新潟県特定非営利活動法人一覧表（平成26年12月現在）により作成



▲ NPO・ボランティアセンター



▲ くびき野市民活動フェスタ

▶ 施策の柱

1 多様な市民活動への支援

- ・様々な分野における公共的課題の解決や、まちづくり活動を市民の自主性とノウハウに基づいて推進していくため、市民活動の促進につながる取組を行います。
- ・市民活動を一層促進するとともに、多様な主体による協働¹⁶の取組を推進するため、NPO・ボランティアセンターを拠点とした市民活動に関する情報の受発信や相談窓口の機能を強化します。

2 まちづくりの人材育成

- ・自主的にまちづくりや市民活動に取り組む人材を確保し、活動の輪を広げていくため、市民一人ひとりがまちづくりに対する関心を高め、具体的な活動につなげるための情報発信や学習機会の提供など必要な支援を行います。

3 市民参画と協働の推進

- ・市民参画を促進するため、市政に関する情報提供や、市民参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・協働に関する正しい理解の下、適切な担い手による協働が促進されるよう、市政やまちづくり、協働に関する情報提供や、多様な市民活動に対する支援を行います。

4 支え合い体制構築の推進

- ・市民の暮らしの支え合い体制を維持・構築していくため、地域の実情を踏まえた支援や体制づくりのコーディネートを行います。
- ・人口減少や高齢化の影響が深刻な中山間地域については、緊急の課題として支え合い体制の維持・構築に向けた取組を推進します。

▶ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H30）	目標（H34）
地域活動や市民活動に参加している市民の割合（上越市市民の声アンケート）	42.5%（H25）	47.0%	50.0%
NPO・ボランティアセンターの市民活動団体 ³⁷ の登録団体数	231団体（H26）	243団体	254団体
行動する人づくり事業「元気の出るふるさと講座 ⁴⁷ 」受講者数	606人／年（H25）	1,000人／年	1,400人／年

第2章 市民が主役のまちづくりの基本施策



5 地域自治の推進

▶ 施策の方針

地域自治区制度²などの確立した制度や仕組みをさらに市民に浸透させ、必要な場面で、市民が自ら活用していく意識の醸成を図っていきます。

また、地域コミュニティ活動を支援することにより、地域内での主体的なまちづくりや課題解決を行う力の維持・向上を目指します。

▶ 現状と課題

○市では、平成20年4月に自治基本条例¹³を制定し、当市の自治の基本を明らかにするとともに、同条例に基づき平成21年10月には、市内全域に地域自治区制度を導入し、地域自治の仕組みを確立しました。

○平成22年度には、地域活動支援事業⁴⁸を導入し、身近な地域において市民が主体的に取り組む活動等を支援し、地域課題の解決や地域の活力向上につなげてきました。

○また、コミュニティプラザ⁴⁹の整備や、町内会集会施設の整備支援などにより活動の場づくりに取り組むとともに、地域コミュニティ活動の普及啓発などに取り組みました。

○一方で、自治基本条例や地域自治区制度、地域協議会⁴などの自治の制度や仕組みについては、市民の認知度が十分に高まっている状態には至っていません。

○また、高齢化の進行や個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域行事、まちおこし、消防団活動など、まちづくりのあらゆる場面で担い手が不足し、従来行われてきた地域コミュニティ活動が衰退することが懸念されます。

○このことから、地域自治区制度などの既に確立されている制度や仕組みをさらに市民に浸透させていくとともに、地域コミュニティの活動を支援していく必要があります。

地域活動支援事業の採択状況

(単位：件)

提案内容の内訳	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
文化・スポーツ振興	88	89	107	112
まちづくりの推進	43	60	71	62
環境保全・景観形成	37	42	36	47
地域の安全・安心	27	48	51	36
健康・福祉の向上	15	25	30	28
子どもの健全育成	20	30	32	25
地域活動の拠点整備	24	23	25	22
観光振興	21	15	21	15
その他	9	12	16	4
合計	284	344	389	351

資料：上越市自治・地域振興課



▲ 地域協議会での審議 (和田区)



▲ 地域活動支援事業の活用 (桜の植樹による青田川の景観整備)

▶ 施策の柱

1 地域自治区制度の推進

- ・市民と行政が協力し、身近な地域の課題をより良い形で解決するため、市民への地域自治区制度²の浸透を図り、制度を活用した取組を一層促進します。
- ・地域協議会⁴が、地域と行政の「協働¹⁶の要」として機能し、身近な地域の課題解決に一層力を発揮できるよう、地域課題の抽出や解決策の検討、各地域で活動する様々な団体等との情報交換会の開催等を支援します。

2 地域コミュニティ活動の促進

- ・地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティの課題解決に向けた主体的な取組を支援します。
- ・地域活動の拠点を整備するため、地域コミュニティの拠点となる集会施設等の整備を支援します。

▶ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H30)	目標 (H34)
地域協議会の開催回数	281回/年 (H25)	308回/年	336回/年
地域協議会について知っている市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	—	30.0%	40.0%
地域活動や市民活動に参加している市民の割合 (上越市市民の声アンケート) [再掲]	42.5% (H25)	47.0%	50.0%
集落や町内会などの地域コミュニティ活動が盛んであると感じている市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	55.5% (H25)	62.0%	66.0%
行動する人づくり事業「元気の出るふるさと講座 ⁴⁷ 」受講者数 [再掲]	606人/年 (H25)	1,000人/年	1,400人/年